

**新たな化学物質規制にご対応ください！**

化学物質管理に関する法令が改正されました。令和4年5月から段階的に施行されており、令和6年4月から全面施行されています。下記の内容などをご確認いただき、法令に則った取り組みをお願いします。

(1) ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント実施の義務の対象となる物質が「674物質から2900物質」へと順次増加します（令和6年4月からは234物質が追加）。事業場内において取り扱っている物質を総点検していただき、SDSの確認・取り寄せ、ラベル表示、リスクアセスメントの実施を確実に行ってください。なお、取り扱っている物質がラベル表示などの実施義務対象物質に該当するか、リスクアセスメントの手法などの確認については下記のサイトをご活用ください。

(2) リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務化

厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）はリスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下にする必要があります。濃度基準値以下であるかは、推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や実測法を組み合わせる行うことが効果的です。

(3) 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させること

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取り扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

(4) 自律的な管理に向けた実施体制の確立

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。また、衛生委員会において、化学物質に関する調査審が義務化されました。

職場のあんぜんサイト

(化学物質)

**労働者に対して労使協定を周知しましょう！**

労働基準法には、さまざまな労使協定があります。この労使協定については、労働者に対して、法令で定める方法により、常時周知することが義務付けられています。また、就業規則を作成した場合等も、同様です。

当署においても、「就業規則や36協定（労使協定）を見たことがない」といった相談や、それらを理由とする労使間のトラブルが発生しています。

法令で定める方法とは、「常時作業場の見やすい場所への掲示、備え付け」、「書面での交付」、「作業場に設置した磁気テープ、磁気ディスク、パーソナルコンピューター等の電子機器に記録し、記録方法について周知を行う」などです。

なお、周知については、「作業場」単位で行うこととなっています。

労使協定や就業規則については労働者に対して「常時」周知しましょう。

周知義務に関するリーフレット

(長野労働局作成)

**6月は「外国人雇用啓発月間」です**

外国人を雇用している事業主の皆様、守るべき雇用ルールのチェックをお願いします。

- ① 国籍で差別しない公平な採用選考を行っているか？
- ② 労働法令を守り、労働・社会保険に入っているか？
- ③ 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮しているか？
- ④ 安易な解雇はしていないか？
- ⑤ 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ外国人雇用状況届出を出しているか？

【お問い合わせ先】

ハローワーク佐久 雇用指導官
TEL：0267-62-8609（部門コード33#）**【編集後記】**

向暑の候。6月は全国安全週間の準備月間です。労使で協調し合いながら、職場内の意識高揚を図っていきましょう！
(第27号：令和6年6月発行)